I-2-2-1 利用者保護措置

(略)

I-2-2-1-1 主な着眼点

- (1)一般的な着眼点
 - ① (略)
- ② 利用者に対する情報提供義務、書面交付義務等、法令において定められている利用者保護措置について社内規則等を定め、役職員が当該社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

特に利用者からの苦情やトラブルが多発している場合には、まずマニュアルや社内規則等の営業所に対する周知・徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証することとしているか。

- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤ 苦情・相談態勢の整備にあたっては、事務処理ミスがあった場合等 の手続きが明確に規定され、円滑に処理される態勢が整備されている か。

苦情等の内容に応じ、紛争処理段階における説明態勢の問題として位置付け、可能な限り利用者の理解と納得を得て解決することを目指したものとなっているか。

また、組織的に利用者からの苦情等をくみ上げ、業務等の改善が行われる枠組みが構築されているか。

改 正 案

I-2-2-1 利用者保護措置

(略)

I-2-2-1-1 主な着眼点

- (1)一般的な着眼点
 - ① (略)
 - ② 利用者に対する情報提供義務、書面交付義務等、法令において定められている利用者保護措置について社内規則等を定め、役職員が当該社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

(削る)

- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤ 苦情・相談態勢の整備にあたっては、事務処理ミスがあった場合等 の手続きが明確に規定され、円滑に処理される態勢が整備されている か。

(削る)

I-2-2-4 苦情処理態勢

資金移動業者が利用者からの<u>苦情や問合せ</u>に真摯に対応して利用者の理解を得ようとすることは、資金移動業者にとって利用者に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ利用者保護上重要な活動の一つであることから、資金移動業者による苦情処理態勢について、例えば、以下のような点に留意して検証することとする。

改 正 案

I-2-2-4 苦情等への対処(金融ADR制度への対応も含む)

資金移動業者が利用者からの<u>相談・苦情・紛争等(以下、「苦情等」という。)</u>に真摯に対応して利用者の理解を得ようとすることは、資金移動業者にとって利用者に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ利用者保護上重要な活動の一つである。

近年、利用者の保護を図り資金移動業務(「資金移動業務」とは、資金移動業者が営む資金移動業の業務をいう。以下同じ。)への利用者の信頼性を確保する観点から、苦情等への事後的な対処の重要性もさらに高まっている。

このような観点を踏まえ、簡易・迅速に苦情処理・紛争解決を行うための 枠組みとして金融ADR制度(ADRについて(注)参照)が導入されてお り、資金移動業者においては、金融ADR制度も踏まえつつ、適切に苦情等 に対処していく必要がある。

(注) ADR (Alternative Dispute Resolution)

訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・ 簡便・柔軟な紛争解決が期待される。

資金移動業務に関する申出としては、相談のほか、いわゆる苦情・紛争などの顧客からの不満の表明など、様々な態様のものがありうる。資金移動業者には、これらの様々な態様の申出に対して適切に対処していくことが重要であり、かかる対処を可能とするための適切な内部管理態勢を整備することが求められる。

加えて、資金移動業者には、金融ADR制度において、苦情と紛争のそれぞれについて適切な態勢を整備することが求められている。

もっとも、これら苦情・紛争の区別は相対的で相互に連続性を有するも

<u>事務カイトライン(第二分冊:金融会社関</u>	月係 14. 資金移動業者関係)(新旧対照表)
現 行	改正案
	<u>のである。特に、金融ADR制度においては、指定ADR機関(注)にお</u>
	いて苦情処理手続と紛争解決手続の連携の確保が求められていることを踏
	まえ、資金移動業者においては、利用者からの申出を形式的に「苦情」「紛
	争」に切り分けて個別事案に対処するのではなく、両者の相対性・連続性
	<u>を勘案し、適切に対処していくことが重要である。</u>
	 (注)指定ADR機関とは、法第2条第8項に規定する「指定紛争解決
I-2-2-4-1 主な着眼点	│ │ I - 2 - 2 - 4 - 1 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立についての主
	│───── │ 資金移動業者による苦情等対処に関する内部管理態勢について、例えば、
① 苦情等に対する業者の取組み	
――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
を被るおそれがあることを認識し、適切な方策を講じているか。	て、適切に機能を発揮しているか。
② 苦情等処理体制の整備	
苦情等に対し迅速かつ適切な処理・対応ができるよう、苦情等に係る	<u>イ. 社内規則等において、苦情等に対し迅速・公平かつ適切な対応・処理</u>
担当部署や処理手続が定められているか。苦情等の内容が経営に重大な	を可能とするよう、苦情等に係る担当部署、その責任・権限及び苦情
影響を与え得る事案であれば内部監査部門や経営陣に報告するなど、事	等の処理手続を定めるとともに、利用者の意見等を業務運営に反映す
案に応じ必要な関係者間で情報共有が図られる体制となっているか。	<u>るよう、業務改善に関する手続を定めているか。</u>
	ロ. 苦情等対処に関し社内規則等に基づいて業務が運営されるよう、研修
	その他の方策(マニュアル等の配布を含む。)により、社内に周知・
	徹底をする等の態勢を整備しているか。_
	特に利用者からの苦情等が多発している場合には、まず社内規則
	等(苦情等対処に関するものに限らない。)の営業所に対する周知・

現 行	改正案
	徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証することとし
	<u>ているか。</u>
	③苦情等対処の実施態勢
	イ. 苦情等への対処に関し、適切に担当者を配置しているか。
	口. 利用者からの苦情等について、関係部署が連携のうえ、速やかに処
	理を行う態勢を整備しているか。特に、苦情等対処における主管部
	署及び担当者が、個々の職員が抱える利用者からの苦情等の把握に
	努め、速やかに関係部署に報告を行う態勢を整備しているか。
	ハ. 苦情等の解決に向けた進捗管理を適切に行い、長期未済案件の発生
	を防止するとともに、未済案件の速やかな解消を行う態勢を整備し
	<u>ているか。</u>
	二. 苦情等の発生状況に応じ、受付窓口における対応の充実を図るとと
	<u>もに、利用者利便に配慮したアクセス時間・アクセス手段(例えば、</u>
	<u>電話、手紙、FAX、eメール等)を設定する等、広く苦情等を受</u>
	<u>け付ける態勢を整備しているか。また、これら受付窓口、申出の方</u>
	式等について広く公開するとともに、利用者の多様性に配慮しつつ
	<u>分かりやすく周知する態勢を整備しているか。</u>
	ホ. 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報の保護に関
	する法律その他の法令、金融分野における個人情報保護に関するガ
	<u>イドライン等に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備し</u>
	<u>ているか(「I-2-2-3 利用者情報管理」参照)。</u>
	へ. 業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、資金移
	<u>動業者への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処する</u>
	<u>ための態勢を整備しているか(「I-2-3-3 外部委託」参照)。</u>
	ト. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、通常の苦情等

③ 利用者に対する説明の履行

<u>申出のあった内容に関し、利用者に対し十分に説明が行われているか。</u> <u>苦情等の対応状況について、適切にフォローアップが行われる態勢とな</u>っているか。

<u>また、利用者から、当該利用者の取引状況等に係る情報について開示</u> 要請があった場合に、個人情報保護法の規定等に従い、適切に開示等が 行われているか。

改 正 案

と区別し、断固たる対応をとるため関係部署に速やかに連絡し、必要に応じ警察等関係機関との連携を取った上で、適切に対処する態勢を整備しているか。

④利用者への対応

- イ. 苦情等への対処について、単に処理の手続の問題と捉えるにとどまらず事後的な説明態勢の問題として位置付け、苦情等の内容に応じ利用者から事情を十分にヒアリングしつつ、可能な限り利用者の理解と納得を得て解決することを目指しているか。
- 口. 苦情等を申し出た利用者に対し、申出時から処理後まで、利用者特性にも配慮しつつ、苦情等対処の手続の進行に応じた適切な説明(例えば、苦情等対処手続の説明、申出を受理した旨の通知、進捗状況の説明、結果の説明等)を必要に応じて行う態勢を整備しているか。
- ハ. 申出のあった苦情等について、資金移動業者自身において対処する ばかりでなく、苦情等の内容や利用者の要望等に応じ、利用者に対 して適切な外部機関等(金融ADR制度において資金移動業者が利 用している外部機関も含む。)を紹介するとともに、その標準的な手 続の概要等の情報を提供する態勢を整備しているか。

なお、複数ある苦情処理・紛争解決の手段(金融ADR制度を含む。) は任意に選択しうるものであり、外部機関等の紹介に当たっては、 利用者の選択を不当に制約することとならないよう留意する必要が ある。

二. 外部機関等(金融ADR制度において資金移動業者が利用している 外部機関も含む。)において苦情等対処に関する手続が係属している 間にあっても、当該手続の他方当事者である利用者に対し、必要に 応じ、適切な対応(一般的な資料の提供や説明など利用者に対して

改 正 案

④ フィードバック

苦情等の内容は、正確かつ適切に記録・保存されるとともに、蓄積と 分析を行うことによって、勧誘態勢や事務処理態勢の改善、再発防止策 の策定等に十分活用されているか。 <u>通常行う対応等)を行う態勢を整備しているか。</u>

⑤情報共有・業務改善等

- イ. 類型化した苦情等及びその対処結果等が内部管理部門や営業部署に 報告されると共に、重要案件と認められた場合、速やかに監査部門 や経営陣に報告されるなど、事案に応じ必要な関係者間で情報共有 が図られる態勢を整備しているか。
- 口. 苦情等(自ら対処したものに加え、外部機関が介在して対処したものも含む。)の内容について、適切かつ正確に記録・保存をするとともに、記録・保存された苦情等に関する分析を行うことによって、利用者対応・事務処理についての態勢の改善に継続的に役立てるとともに、苦情等の再発防止策・未然防止策の策定等に継続的に活用する態勢を整備しているか。
- <u>ハ. 苦情等対処機能の実効性を確保するため、検査・監査等の内部けん</u> 制機能が十分発揮されるよう態勢を整備しているか。
- 二. 苦情等対処の結果を業務運営に反映させる際、業務改善・再発防止 等必要な措置を講じることの判断及び苦情等対処態勢の在り方につ いての検討及び継続的な見直しについて、経営陣が指揮する態勢を 整備しているか。
- ⑥外部機関等(金融ADR制度において資金移動業者が利用している外部機関も含む。)との関係
 - イ. 迅速な苦情等解決を図るべく、外部機関等に対し適切に協力する態 勢を整備しているか。
 - 口. 外部機関等に対して、自ら紛争解決手続の申立てを行う際、自らの 手続を十分に尽くさずに安易に申立てを行うのではなく、利用者か らの苦情等の申出に対し、十分な対応を行い、かつ申立ての必要性

現 行	改正案
	につき行内で適切な検討を経る態勢を整備しているか。
	<u>I-2-2-4-2 金融ADR制度への対応</u>
	<u>I-2-2-4-2-1 指定紛争解決機関(指定ADR機関)が存在する</u>
	場合の主な着眼点
	利用者保護の充実及び資金移動業への利用者の信頼性の向上を図るため
	には、資金移動業者と利用者との実質的な平等を確保し、中立・公正かつ
	実効的に苦情等の解決を図ることが重要である。そこで、金融ADR制度
	において、指定ADR機関によって、専門家等関与のもと、第三者的立場
	<u>からの苦情処理・紛争解決が行われることとされている。</u>
	なお、金融ADR制度においては、苦情処理・紛争解決への対応につい
	て、主に資金移動業者と指定ADR機関との間の手続実施基本契約(法第
	99 条第 1 項第 8 号) によって規律されているところである。
	資金移動業者においては、指定ADR機関において苦情処理・紛争解決
	を行う趣旨を踏まえつつ、手続実施基本契約で規定される義務等に関し、
	適切に対応する必要がある。
	資金移動業者による金融ADR制度への対応について、例えば、以下の
	ような点に留意して検証することとする。
	① 手続実施基本契約
	イ. 自らが営む資金移動業務について、指定ADR機関との間で、速や
	かに手続実施基本契約を締結しているか。
	<u>また、例えば、指定ADR機関の指定取消しや新たな指定ADR機</u>
	関の設立などの変動があった場合であっても、利用者利便の観点か
	ら最善の策を選択し、速やかに必要な措置(新たな苦情処理措置・
	紛争解決措置の実施、手続実施基本契約の締結など)を講じるとと

現 行	改正案
	<u>もに、利用者へ周知する等の適切な対応を行っているか。</u>
	ロ. 指定ADR機関と締結した手続実施基本契約の内容を誠実に履行す
	<u>る態勢を整備しているか。</u>
	②公表・周知・利用者への対応
	<u>イ. 手続実施基本契約を締結した相手方である指定ADR機関の商号又</u>
	は名称、及び連絡先を適切に公表しているか。
	公表の方法について、例えば、ホームページへの掲載、ポスタ <u>ーの</u>
	<u>店頭掲示、パンフレットの作成・配布又はマスメディアを通じての</u>
	広報活動等、業務の規模・特性に応じた措置をとることが必要であ
	<u>る。仮に、ホームページに掲載したとしても、これを閲覧できない</u>
	利用者も想定される場合には、そのような利用者にも配慮する必要
	<u>がある。</u>
	ロ. 手続実施基本契約も踏まえつつ、利用者に対し、指定ADR機関に
	よる標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果(時効中
	断効等)等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。
	③苦情処理手続・紛争解決手続について
	<u>イ. 指定ADR機関から手続応諾・資料提出等の求めがあった場合、正</u>
	当な理由がない限り、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。
	口. 指定ADR機関からの手続応諾・資料提出等の求めに対し拒絶する
	場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶する
	のではなく、組織として適切に検討を実施する態勢を整備している
	か。また、可能な限り、その判断の理由(正当な理由)について説
	明する態勢を整備しているか。
	ハ. 紛争解決手続において紛争解決委員から和解案の受諾勧告又は特別
	調停案の提示がされた場合、速やかに受諾の可否を判断する態勢を

現 行	改正案
	整備しているか。
	<u>ニ. 和解案又は特別調停案を受諾した場合、担当部署において速やかに</u>
	対応するとともに、その履行状況等を検査・監査部門等が事後検証
	する態勢を整備しているか。
	ホ. 和解案又は特別調停案の受諾を拒絶する場合、業務規程(法第 101
	条において準用する銀行法第 52 条の 67 第 1 項に規定する「業務規
	程」をいう。)等を踏まえ、速やかにその理由を説明するとともに、
	訴訟提起等の必要な対応を行う態勢を整備しているか。
	<u>I-2-2-4-2-2 指定紛争解決機関(指定ADR機関)が存在しな</u>
	い場合の主な着眼点
	金融ADR制度においては、指定ADR機関が存在しない場合において
	も、代わりに苦情処理措置・紛争解決措置を講ずることが法令上求められ
	ている。資金移動業者においては、これらの措置を適切に実施し、資金移
	動業務に関する苦情・紛争を簡易・迅速に解決することにより、利用者保
	護の充実を確保し、利用者の信頼性の向上に努める必要がある。
	<u>資金移動業者が苦情処理措置・紛争解決措置を講じる場合、例えば、以</u>
	下のような点に留意して検証することとする。
	①苦情処理措置・紛争解決措置の選択
	自らが営む資金移動業務の内容、苦情等の発生状況及び営業地域等を踏
	<u>まえて、法令で規定されている以下の各事項のうちの一つ又は複数を苦</u>
	情処理措置・紛争解決措置として適切に選択しているか。
	<u>イ.苦情処理措置</u>
	a. 苦情処理に従事する従業員への助言・指導を一定の経験を有する
	消費生活専門相談員等に行わせること

現 行	改正案
	b. 自社で業務運営体制・社内規則を整備し、公表等すること
	c. 認定資金決済事業者協会を利用すること
	d. 国民生活センター、消費生活センターを利用すること
	e. 他の業態の指定ADR機関を利用すること
	f. 苦情処理業務を公正かつ的確に遂行できる法人を利用すること
	口.紛争解決措置
	解決手続を利用すること
	b. 弁護士会を利用すること
	c. 国民生活センター、消費生活センターを利用すること
	d. 他の業態の指定ADR機関を利用すること
	e. 紛争解決業務を公正かつ的確に遂行できる法人を利用すること
	応じ、苦情処理措置・紛争解決措置について検討及び見直しを行う
	態勢を整備しているか。
	二.苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行できる法人(イ
	f、口e)を利用する場合、当該法人が苦情処理業務・紛争解決業
	務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有
	する法人であること(資金移動業者に関する内閣府令第 32 条の 2 第
	- 1 項第5号、同条第2項第4号)について、相当の資料等に基づい
	て、合理的に判断しているか。
	ローや、費用負担に関する事項等について予め取決めを行っておく
	ことが望ましい。

現 行	改正案
	へ. 外部機関の手続を利用する際に費用が発生する場合について、利用
	者の費用負担が過大とならないような措置を講じる等、苦情処理・
	紛争解決の申立ての障害とならないような措置を講じているか
	②運用
	苦情処理措置・紛争解決措置の適用範囲を過度に限定的なものとするな
	ど、不適切な運用を行っていないか。なお、苦情処理措置と紛争解決措
	置との間で適切な連携を確保しているかについても留意する必要がある
	③苦情処理措置(資金移動業者自身で態勢整備を行う場合)についての留
	<u>意事項</u>
	イ. 消費生活専門相談員等による従業員への助言・指導態勢を整備する
	<u>場合</u>
	a. 定期的に消費生活専門相談員等による研修を実施する等、苦情処
	理に従事する従業員のスキルを向上させる態勢を整備しているか。
	<u>b. 消費生活専門相談員等との連絡体制を築く等、個別事案の処理に</u>
	関し、必要に応じ、消費生活専門相談員等の専門知識・経験を活用
	する態勢を整備しているか。
	口. 資金移動業者自身で業務運営体制・社内規則を整備する場合
	a. 苦情の発生状況に応じ、業務運営体制及び社内規則を適切に整備す
	るとともに、当該体制・規則に基づき公正かつ的確に苦情処理を行
	う態勢を整備しているか。
	b. 苦情の申出先を利用者に適切に周知するとともに、苦情処理にかか
	る業務運営体制及び社内規則を適切に公表しているか。
	周知・公表の内容として、必ずしも社内規則の全文を公表する必要
	<u>はないものの、利用者が、苦情処理が適切な手続に則って行われて</u>
	いるかどうか自ら確認できるようにするため、苦情処理における連

現 行	改正案
	絡先及び標準的な業務フロー等を明確に示すことが重要であること
	<u>から、それに関連する部分を公表しているかに留意する必要がある。</u>
	なお、周知·公表の方法について、 I - 2 - 2 - 4 - 2 - 1②を参照の
	こと。
	 ④苦情処理措置(外部機関を利用する場合)及び紛争解決措置の留意事項
	イ.外部機関を利用する場合、利用者保護の観点から、例えば、外部機
	関の名称及び連絡先等、外部機関に関する情報について利用者への
	周知・公表を行うことが望ましい。
	ロ. 苦情処理・紛争解決の申立てが、地理又は苦情・紛争内容その他の
	事由により、利用者に紹介した外部機関の取扱範囲外のものである
	とき、又は他の外部機関等(苦情処理措置・紛争解決措置として資
	金移動業者が利用している外部機関に限らない。)による取扱いがふ
	さわしいときは、他の外部機関等を利用者に紹介する態勢を整備し
	ているか。
	ハ. 外部機関から苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査
	又は関係資料の提出等を要請された場合、当該外部機関の規則等も
	選まえつつ、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。
	二. 苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料
	の提供等の要請を拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署の
	みが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争内容、事実・資
	料の性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に検討
	を実施する態勢を整備しているか。また、当該外部機関の規則等も
	<u>踏まえつつ、可能な限り拒絶の理由について説明する態勢を整備し</u>
	<u>ているか。</u>
	ホ. 紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の解

事物の11・プイン(第二カⅢ・並織会社は	14. 食並炒助未有因际/(制口外聚议/
現 行	改正案
	決案(以下、「解決案」という。)が提示された場合、当該外部機関
	<u>の規則等も踏まえつつ、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備</u>
	<u>しているか。</u>
	へ. 解決案を受諾した場合、担当部署において速やかに対応するととも
	に、その履行状況等を検査・監査部門等が事後検証する態勢を整備
	<u>しているか。</u>
	ト. 解決案の受諾を拒絶する場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、
	速やかにその理由を説明するとともに、必要な対応を行う態勢を整
	<u>備しているか。</u>
	<u>I-2-2-4-3</u> 利用者に対する情報提供
	<u>法令上、利用者に対する情報提供として金融ADR制度への対応内容を</u>
	明示することが、義務付けられている。情報提供する際、指定ADR機関
	<u>が存在しない場合は苦情処理措置・紛争解決措置の内容を説明する必要が</u>
	あるが、例えば、資金移動業者が外部機関を利用している場合、当該外部
	機関(苦情処理・紛争解決にかかる業務の一部を他の機関に委託等してい
	<u>る場合、当該他の機関も含む)の名称及び連絡先など、実態に即して適切</u>
	な事項を説明するべきことに留意する。
I - 2 - 2 - 4 - <u>2</u> 監督手法・対応	
検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督	I - 2 - 2 - 4 - <u>4</u> 監督手法・対応
事務を通じて把握された苦情処理態勢に関する課題等については、上記の着	検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督
眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、	事務を通じて把握された <u>金融ADR制度への対応を含む苦情等対処態勢</u> に
必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業	関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等につい
者における自主的な業務改善状況を把握することとする。	て、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書
更に、資金移動業の利用者の利益の保護の観点から重大な問題があると認	を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握

められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項は II - 3 による。)。

Ⅱ-1-3 苦情対応等

(1)基本的な対応

資金移動業者に関する相談・苦情等に対しては、金融庁にあっては金融サービス利用者相談室が、各財務局にあっては担当課室が、第一義的な受付窓口となるが、申出人に対しては、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び法令等に基づき資金移動業者の業務の適正かつ確実な遂行を確保することが当局の職務であることを明確に説明するとともに、当該相談・苦情等が認定資金決済事業者の会員に係るものである場合には、法に基づき相談・苦情等への対応を行う機関として、認定資金決済事業者協会を紹介するものとする。

なお、寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が資金移動業者側への情

改 正 案

することとする。

更に、資金移動業の利用者の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第55条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第56条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項はII-3による。)。

指定ADR機関が存在する場合において、資金移動業者に手続応諾義務 等への違反・懈怠等の問題が認められた場合であっても、一義的には資金 移動業者と指定ADR機関との手続実施基本契約にかかる不履行であるため、直ちに行政処分の対象となるものではなく、当局としては、資金移動 業者の対応を全体的・継続的にみて判断を行うものとする。

なお、一般に利用者と資金移動業者との間で生じる個別の紛争は、私法 上の契約に係る問題であり、基本的にADRや司法の場を含め当事者間で 解決されるべき事柄であることに留意する必要がある。

Ⅱ-1-3 苦情対応等

(1)基本的な対応

資金移動業者に関する相談・苦情等に対しては、金融庁にあっては金融サービス利用者相談室が、各財務局にあっては担当課室が、第一義的な受付窓口となるが、申出人に対しては、当局は個別取引に関して<u>あっせん</u>等を行う立場にないことを説明するとともに、<u>必要に応じ、</u>法に基づき相談・苦情等への対応を行う機関として、<u>指定ADR機関又は</u>認定資金決済事業者協会を紹介するものとする。

なお、寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が資金移動業者側への情報提供について承諾している場合には、原則として、監督部局について、

事務ガイドライン (第三分冊:金融会社関係 14. 資金移動業者関係) (新旧対照表)

当該資金移動業者への情報提供を行うこととする。
)情報の蓄積 各財務局においては、資金移動業者 <u>に対する監督</u> 上、参考になると考えられるものについては、その内容を記録(別紙様式2)するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに金融庁担当課室に報告するものとする。
りらに告